

## 第1章 目的

このきまりは、本校の教育目標を達成するためのものです。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めたものです。

## 第2章 学校での生活について

### 1. 登下校について

- (1) 登下校の時刻を守りましょう。
  - ・若草園生，通学生は8時50分，若草療育園生は9時40分までに登校しましょう。
  - ・授業が終わったら，すみやかに帰宅・帰園しましょう。
  - ・木曜日は自主活動の曜日です。高学年以上の参加希望児童は15時30分に下校します。
  - ・下校後，用事があって学校に来る場合は園の先生に伝えてから来ましょう。
- (2) 早朝の登校や下校時刻後に居残りする場合には，担任の先生に伝えましょう。
- (3) 自宅から自力で通学する場合は，学校に「自力通学届」を提出し，校長先生から自力通学の許可を受けましょう。
- (4) 登下校での交通ルール・マナーを守りましょう。
  - ・学校では右側通行をしましょう。また，通行するとき，ゆずり合うなどマナーを守りましょう。
  - ・横断歩道を渡りましょう。
  - ・道路や踏み切りの横断では，信号を守り左右を確認し，無理な横断をしてはいけません。
  - ・バスや電車を利用する時は，乗り降りの順番や車内でのマナーを守り，周囲に迷惑をかけないようにしましょう。

### 2. 勉強について

- (1) 授業の始まりと終わりはあいさつをしましょう。
- (2) 授業中，騒いだりして他の人に迷惑をかけないようにしましょう。
- (3) 宿題は忘れずやりましょう。
- (4) 勉強がわからないときは，先生に相談しましょう。
- (5) 勉強に必要なものは学校に持ってきてはいけません。

### 3. マナー・エチケットについて

- (1) 学校でも家でも，元気よく気持ちのよいあいさつをしましょう。
- (2) チャイムを聞いたり時計を見たりして，時間を守りましょう。
- (3) 服装は清潔で派手でないものにしましょう。
- (4) 自分の持ち物には名前を書きましょう。  
学校に必要な物(ゲームやおもちゃなど)を持ってこないようにしましょう。
- (5) 食事前やトイレに行った後は手洗いをしましょう。
- (6) 学校の物は大切に使いましょう。使った後は元の場所に返しましょう。
- (7) 休憩時間に廊下や階段では遊びません。遊ぶところは，教室やプレールームや体育館，中庭です。

#### 4. 友だちについて

- (1) 自分を大切にし、友だちを大切にしましょう。
- (2) 男子も女子もお互いを大切にし、相手が嫌がることをしないようにしましょう。
- (3) 友だちを無視したり、仲間はずれにしたりしてはいけません。
- (4) 暴力で解決するのではなく、話し合いで解決しましょう。
- (5) 困ったことがあったら、担任の先生や体罰セクシュアルハラスメント相談窓口の先生に相談しましょう。

#### 5. スマートフォン等について

- (1) スマートフォン等は学校に持ってきてはいけません。

### 第3章 校外での生活について

- (1) 外出したときは、ルールを守って事故がないようにしましょう。
- (2) 知らない人に物をもらったり、ついて行ったりしてはいけません。
- (3) 危険な場所（倉庫、道路、駐車場、立ち入り禁止の場所など）では遊びません。

平成 23 年 1 月 7 日	制定
平成 24 年 5 月 16 日	一部改定
平成 25 年 11 月 19 日	一部改定
平成 26 年 4 月 17 日	一部改定
平成 27 年 3 月 26 日	一部改定
平成 28 年 3 月 25 日	一部改定
令和 2 年 4 月 1 日	一部改定